

令和5年9月12日

地方公共団体情報システム機構

市区町村窓口におけるマイナンバーカード関連業務の利用休止について

個人番号カード管理システムの更改作業実施に伴い、以下の期間において、市区町村窓口におけるマイナンバーカードの交付等業務、電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）の発行、失効、更新業務、一部の住民票の交付業務等がご利用いただけません。

ご利用の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

【停止期間】

10月の停止日

令和5年10月6日（金）18時～令和5年10月9日（月）終日

11月の停止日

令和5年11月2日（木）18時～令和5年11月5日（日）終日

【主な手続における影響】

1 マイナンバーカードの交付、更新、申請等

市区町村窓口において、マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードの券面事項（氏名・住所情報）の更新など、マイナンバーカードに係る全ての業務ができません。（※）
なお、マイナンバーカードの申請（オンライン申請、郵送による申請、証明写真機による申請）は、停止期間中でも可能です。

2 マイナンバーカード及びスマホ用電子証明書の発行、失効及び更新

市区町村窓口において、マイナンバーカード用電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）の発行、失効及び更新手続ができません。（※）

また、停止期間中、スマホ用電子証明書（署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書）の発行、失効及び更新手続もできません。

※有効期限切れに伴う更新手続については、有効期限の3か月前から有効期限の日まで可能ですので、上記の期間を避けて余裕をもって手続いただきますようお願いいたします。

3 マイナンバーカード及びスマホ紛失等に伴う一時停止

停止期間中でもマイナンバーカードやスマホを紛失した方、DV被害に遭われた方など、マイナンバーカード及びスマホ用電子証明書の一時停止についてマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178 音声ガイダンス2番）にて24時間365日受け付けしています。

※受け付けた一時停止の情報については、マイナポータル、マイキープラットフォーム、コンビニ交付などに停止期間中でも反映されます。

4 マイナンバーカード等の暗証番号初期化

市区町村窓口において、マイナンバーカード及びマイナンバーカード用電子証明書の暗証番号の初期化はできません。

※スマートフォンアプリを用いたコンビニエンスストアのキオスク端末（マルチコピー機）における署名用電子証明書の暗証番号初期化サービスは、停止期間中でもご利用いただけます。

5 一部の住民票の交付

市区町村窓口での住民票の写しの広域交付及び出生・国外転入（再転入除く）届出直後のマイナンバー入り住民票の交付は行うことができません。

6 コンビニ交付

コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）における住民票の写し、印鑑登録証明書等の取得は、停止期間中でも可能です。

<関連サイト>

マイナンバーカード総合サイト：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

コンビニ交付サイト：<https://www.lg-waps.go.jp/>

【お問い合わせ先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178（音声ガイダンス1番を選択）

受付時間 9：30～20：00